

## 第9回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年3月26日(水)午後2時30分～午後4時15分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員  
(農業委員)

1番 相良栄一郎	2番 馬場正国	3番 中川繁憲	4番 楠田耕三
6番 宮崎陽一	7番 神崎好史	8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭
10番 山崎伸吾	11番 寺田健蔵	12番 山下勝也	13番 瀨本康弘
15番 内田一郎	17番 水田 勇	18番 金子初夫	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	21番 中野裕二	22番 末吉秀明
23番 松尾和昭	24番 山口俊一	27番 林田浩也	26番 吉岡長久
29番 岡田裕弥	30番 原田久也	31番 本多晋介	32番 三宅東英
33番 飛永敏博	34番 本多 力	35番 中山秀樹	36番 田中八郎
37番 田中昭博	38番 荒木健一	39番 山本敏晴	40番 宮崎 努
41番 本田勝彦	42番 柴内成世	43番 金井圭司	45番 兼俵朝樹
46番 本多信之介	47番 木下勝徳	48番 太田保則	

4 欠席委員  
(農業委員)

5番 寺田俊秀 14番 浅田修弘 16番 伊崎美代子

(農地利用最適化推進委員)

25番 田中芳邦 28番 本多正敬 44番 石橋正浩

5 議事録署名委員 18番 金子初夫 1番 相良栄一郎

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[ 日 程 ]

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第38号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について

議案第39号 南島原市農業委員会に対する事務委任の変更について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・使用貸借を解約した旨の通知について
  - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について
  - ・農地転用許可不要案件届出について
  - ・非農地証明書交付願について
  - ・農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について

事務局（〇〇） それでは、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第9回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番寺田委員、14番浅田委員、16番井崎委員、25番田中委員、28番本多委員、44番石橋委員の農業委員3名、推進委員3名から欠席の届出がっております。また、少し遅れるということで、4番楠田委員、17番水田委員、18番金子委員、41番本田委員から連絡がっております。出席農業委員数は15名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

ただいま、18番金子委員、出席されました。

よろしくお願いたします。

議 長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第9回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、農業者年金の加入推進につきましては、委員の皆さんには最後の最後まで頑張っていたきまして、市全体で17件という成績を上げさせていただきました。

加入推進が難しい面も多かったものと思いますが、この件数を達成できたことはすばらしい成績ではないかと思っております。誠にありがとうございます。

本日は、令和7年度の最適化活動の目標の設定等について審議することとしておりますので、よろしくお願いたします。

また、昨年4月より検討してまいりました新規プロジェクト事業ですが、本日、総会終了後に南島原市農業委員会農作業体験交流部会設立総会が開催される運びとなりました。農業委員会総体として事業を成功させるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど事務局から、農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に、18番金子委員、1番相良委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

それでは、議案に入らせていただきます。

最初に、**農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について** をご覧ください。

南島原市農業委員会会長専決規程第4条に基づき専決事項として報告するものであります。

事務局から報告をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

資料につきましては皆さんのお手元のほうにお配りしておりますので、そちらのほうをご覧ください。

既にご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、令和7年3月31日付で農業委員会事務局から〇〇〇〇さんが市長部局へ転出となります。また、同日付で退職となられる予定でございます。

また、令和7年4月1日付で市長部局から〇〇〇さん、〇〇〇さんが事務局に転入することを専決したところでございます。

以上でございます。

議長 職員の任免に関することにつきましては、会長専決事項ということで専決をいたしました。それでは、ここで事務局から発言を求められておりますのでこれを認めます。

事務局(〇〇) 着座でご説明をさせていただきます。

南島原市農業委員会に対する事務委任の変更について、市農林課から協議の申込みがっておりますので、この案件を議案第39号として追加議案といたしますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、議案第39号として追加議案とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号として審議することに決定いたします。

事務局(〇〇) 議案につきましては、議案第39号を審議する前にお配りいたしますのでご了承をお願いいたします。

#### 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 皆さん、どうもお疲れさまでございます。

私のほうから、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いします。

今月は、売買が3件、合計の2,351平米と、贈与が1件の1,649平米となっております。

(議案第34号 番号1～4を朗読)

なお、次の3ページにつきましては、番号2の〇〇〇〇さんの分の営農計画書になります。

今回個人のほうで取得されるのは初めてということになりますので、こちらのほうが添付されております。

作物につきましてはキャベツとカボチャを表裏で作られると。

そして、機械につきましてはお父様が持っていらっしゃる機械のほうをリースで借りるということです。

あと、農業従事日数についてはご覧のとおり年間150日ということですよ。

あと、生産物の処理方法については、出荷先ですね、こちらについては島原の青果市場のほうへ出荷予定となっております。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められないもの、第4号の農作業に常時従事すると認められないもの及び第

6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番、2番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 次に、3番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、4番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 意見等がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

4ページをお願いします。

番号1、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇外1筆、どちらも地目田です。合計の499平米になります。転用の目的につきましては住宅用地です。現在、実家の倉庫を改装し居住していますけれども、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請地に住居を新築したいということでございます。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので第1種農地と思われますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われます。

住宅用地499平米となっております。木造平屋建て119.33平米と、カーポート、2台分になりますけれども、27平米となっております。転用の方が鉄骨業を営んでおり、業務用のトラックで帰宅することもあることから、カーポート以外にトラックの駐車場2台分を確保しております。最大0.8m、最低0.5mの盛土を行い整地を行います。周囲には石積みの擁壁を設置し、乗り入れ口と駐車場スペース等につきましてはコンクリート舗装をいたしますので土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、敷地を北側に傾かせて既存の溜柵を經由して既存の水路に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましても合併浄化槽を經由し既存の水路に放流予定となっております。なお、放流先に関しては市管理課との協議済みとなっております。資金につきましては自己資金と借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

去る24日、〇〇委員、〇〇推進委員、それと職員3名で9時15分ぐらいから申請人の立会の下、現地調査を行いました。場所的には、古江・田中の農道沿いに〇〇がありますけれども、それから50mほど島原側に寄ってちょっと入ったところですが、申請人さんの自宅の横でありまして、ちょっと道路からは下がっているんですけども、嵩上げするというので、生活排水に関しても合併槽と溜槽を経由してそこへ流すということで、道路のほうはちょっと高いんですけども嵩上げするというので、道路の側溝が結構深いんですよね、ある程度上げたら側溝のほうに流れるようになるんじゃないかと見てきました。それと、北東側にハウスがあるんですけども、敷地から狭いところでも2m上げて建てるということで日照に関しては別に問題はないというふうに考えて見てきました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

ただいまの〇〇委員の説明のとおりで、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 続きまして、番号2について説明いたします。

すみません、資料の差し替えということで、今日お配りしています1枚物、下のほうに5ページと書いてありますけれども、そちらのほうをご覧ください。当初言っていたところと浄化槽の位置が変更されておりますので差し替えをしますということです。

それでは読み上げます。番号2、布津町の〇〇さんから島原市の〇〇さんへ、布津町〇〇田〇〇番〇、地目畑、面積は486平米です。転用の目的は住宅用地です。現在仮住まいのため実家近くの申請地に住居を新築したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。

木造平屋建て151.48平米となっております。最大0.3mの切土し、整地を行います。南東側にはコンクリートブロックにて土留め工事を行います。それ以外につきましては既存のままの擁壁がありますのでそちらのほうを利用しますということです。また、進入口以外につきましては碎石舗装をするので土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては基本自然浸透となっておりますけれども、建物部分または大雨が降ったときにつきましては雨水枡を経由しまして道路側溝に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては合併浄化槽を経由して道路側溝に放流予定となっております。なお、放流先につきましては市管理課との協議済みとなっております。資金につきましては借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

24日の午前9時50分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、それで職員3名で、9時50

分ぐらいから申請人の本人さんのお父さんの立会いの下、調査を行いました。奥のほうにハウスがあるんですけども、ハウスの隣には畑の、青線といいますが、側溝があり、ちょっと離れてあれですから、ハウス、日照に関して、風通しに関しては別に問題はないということで判断してまいりました。汚水に関して合併槽をあれして溜枳を經由して道路側溝に流すということでしたので別に問題はないと。

あ、場所を説明していなかったですね。国道251号線の〇〇団地に入る入り口があって、それから50mぐらい登ってですかね、ちょうど〇〇団地があって、その道路を挟んで横になります。別に日照に関しては周りにも迷惑がかかるような感じでないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員さんが見解されましたとおり、何ら問題ないかと思えます。申請された〇〇〇〇さんの親父さんであります〇〇のお父様が、当時浄化槽が屋敷の北側にあったもので、どうしても西側に移設したいと強い要望がありまして、〇〇さんから強い指摘がありまして、そしてら図面を今日中ということで、何とか今日に間に合ったのかなと思えますけれども。審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等はございませんか。〇〇委員。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

さっき言われたハウスのほう、場所ですけども、山側と海側に農地が併設していると思えますけれども、できればその同意を取ってもらったほうがいいんじゃないかと思えますが、どうですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) まず、南側のほうにつきましては海側です。海側のほうは、実はこの土地はもともとと同じ番地になっていまして、今回のために分筆したところになります。ですので、こちらの譲渡人の〇〇さんの同意の下で分筆をされていますので、そのところは問題ないかと思えます。

北側につきましてはちょっと段差がありまして、一応こちらのほうにも話をしてあるということでしたので、そこは問題ないのかなとは思いますが、実際ちょっと距離的にも建物から離れてもおりますし、平屋建てというのもありますので、陰になるという分にはちょっと考えにくいのかなと思えますので。ただ、工事とかに入るんで、やはりそのあたりは事前にお話しされておったほうがいいですよという話は若干させてはもらっています。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは6ページをお願いいたします。

番号3、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、持ち分2分の1ずつ

になります。場所が西有家町〇〇番〇、地目田、面積は287平米となっております。

転用の目的は住宅用地です。申請地を譲り受けて宅地として利用したいということです。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可日、そして期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に〇〇、〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われます。

木造平屋建て106.82平米となっております。自家用車の駐車スペースとして3台分を確保いたします。現在のままの高さで整地を行い、周囲にはコンクリート擁壁やコンクリートブロック、2段積みなどをし、土留め工事を行います。よって土砂の流出はないものと思われます。雨水につきましては敷地を道路側に少し傾斜させて既存の道路側溝のほうに放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては合併浄化槽を経由し同じ道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月22日午前10時20分頃から〇〇委員と〇〇推進委員、事務局3名で現地調査に行っていました。場所は、ちょっと分かりにくいんですけども、〇〇病院の裏側にある田園地帯という、田園地帯というか、畑のところになります。上の畑と下の畑が同一地主さん、父親のもので、それを娘さんと旦那さんとで、2人で譲り受けて建物を建てるということでした。住宅を建てるということで、排水については道路際に水田の排水が通っておりますので、そこに排水を放流ということになります。汚水については合併浄化槽を据えて、それもそこに流すということです。生活排水も合併浄化槽となりますので、汚水、あと雨水については何ら問題ないと思われました。日照に関しては、上の段も同じ地主さんの土地だそうですので、周りも建物が離れている、自分の田んぼに囲まれたような状態なので、日照に関しては問題はないと見てまいりました。

以上です。何ら問題はないと見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員が説明されたとおり、問題ないかと見てまいりました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほどの説明、合併浄化槽の生活排水を水路側に放流ということでありましたけれども、その水路側の地権者の同意は取れているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) こちらは、その下のほうに、下というか、南側のほうにも施設があるんですけども、こちらと同じところに排水してあるということで、同じ排水の水になるかと。実際、地目田ですけども、今、前の航空写真からすると右手側のほうから水が入ってきて左側のほうに水が排水されているというような形になっております。ですので、このところにつきましては南側の施設と同様の排水という形で考えております。

以上です。

議長 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 南側の施設の排水が認められているからこれも許可は取らなくていいということで

すか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 実際、この先のほうにつきましてはちょっと私も確認をしておりませんが、実際そこに入って、今現在もそこに行っているものにつきましても同じところの排水をされているようでしたので問題はないかとは思いますが、実際、その下の農地ですよ、水田のほうにどのように入っているかというところまでは、すみません、確認をしておりませんので、もしどうしてもということであればそこは速やかに、用水ですかね、そちらのほうの確認をしてもらう必要があるかなと思います。

〇〇番〇〇委員 農業委員会の許可でありますので、農地を守るために許可するんですから、そのところは十分確認して許可してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) すみません、ご指摘ありがとうございます。以後、こちらにつきましても今後気をつけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、この件につきましては確認が取れ次第、取れるまで保留ということ……。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 合併浄化槽は許可が要るんですか。合併浄化槽自体を使うときには全てにおいて許可とかいろいろそういう周りの許可が必要なんですか。合併浄化槽ばかりついて、今新しい家とか全部合併浄化槽がついているみたいですがけれども。あとも審議されるのは合併浄化槽がついていて。私のところも川に流すようになっていきますけれども、それは私は聞いとらんと思うよ。合併浄化槽は許可は要らんとか要るとか、どっちかちょっとはっきりしてもらえれば。全部保留になってしまいやせんじゃろかと思うんですけれども。

事務局(〇〇) 〇〇番〇〇委員さんのおっしゃるとおり、合併浄化槽の放流先については許可は必要ございません。ただ、今、〇〇委員さんが言われたのは、農業委員会としてそこまでちゃんと確認したのかということでございますので、そちらのほうの放流することについて、許可とかじゃなくて、隣接の方に全然話をしていないということですので、その点については確認をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

議長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

私も稲の苗木をしているんですけれども、水路と井手と、ちょっと私が、多分違うと思うんですけれども、こういう申請のときには普通の側溝に流すということですが、この場合は、多分私が見たところでは井手じゃないかと思っております。水路に流す、通路、側溝に流す場合は多分許可は要らないと思う、許可というか、要らないと思うんですけれども、井手に流す場合は利用組合の方に一応お話はされたらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

事務局(〇〇) そうですね。こちらにつきましてはちょっと私達も、〇〇さんちょっと広域の写真を見せてください。

こちらについては、まずこの横に水路がこう来ていまして、ここからこっちに行っているということだったんですよ。ですので、ここからこう行って川のほうに流れているというお話は聞いていましたので必要ないのかなと思っていましたけれども、もうちょっとそこについてはきっちり確認をさせてもらいたいと思っております。

議長 それでは、確認が取れ次第、県へ進達するというところでよろしいでしょうか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 以前もこういう案件があっといういろいろ考えたこともあったんですけれども、例えば周

りが田んぼでそこに一軒家が建ってその家の雑排水を流すとなったときには、周りの水利関係者に許可は取らんばいかんとかなの思ったんですけども、今回は、そこに周りの住宅からの汚水が流れているとなれば、そこはそこまで厳しく言わなくても。しょうがないのかなと思いますけれども、どうですか。

議長 私としては確認を取るべきだろうと思います。確認を取って許可がいただければ何もあと言うことはないのです。次から。

〇〇番〇〇委員 許可という……。許可は取れないと。

事務局(〇〇) すみません。農業用の用排水路、用水路とか排水路ですね、そちらのほうに合併浄化槽の水を流すと。道路の側溝についても同じですけども。基本的には許可というものはありません。合併浄化槽から放流することに関してですね。ただ、〇〇委員も言われましたけれども、感情的なものです、感情的なものはどうしてもまだ残っている地域もございます。そういったところについては、許可じゃありませんけれども、こういったところで放流しますけれどもということやはりお知らせしていただきたいなど。それが紛争が起きない手段になるかと思っておりますので、そこは臨機応変に対応していかないといけないんじゃないかというふうに考えております。

議長 それでは、確認を取っていただきまして、確認が取れ次第、県へ進達するというところでよろしいでしょうか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ごめんなさい。私、この後から出ますけれども、川に流れるような家があるんですよ。そういう物件だから。それ稲ば使うて田に使うてイチゴにも使うような川なんですけれどもね。それも結局流してよかというたら黙って流してよかという方向で、許可まで要らんとなら、荒立てないように許可そのまま通したらどうなんですかですね。別に問題ないと、文句出たら農業委員会へ言うてこいというような調査という、別に問題ないということはアピールしていけば。私も合併浄化槽ば家で使うておったばってん、100%は言わんばってんが、普通の家庭用排水ば流すよりよっぽどましかなの思っておりますですけどもね。

事務局(〇〇) 先ほどから申しますとおり、合併浄化槽の放流については許可は必要ございませんということです。ですので、あくまでも地域の方ですね、紛争が起きないことを第一に対応していただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長 ほか、ご意見ございませんか。なければ許可相当と認めることでよろしいでしょうか。意思表示をしていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 それでは、ご意見が異議なしということですので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。県へ進達いたします。

ちょっと私語は慎んでいただいてよろしいでしょうか。私語は慎んでください。お願いします。次に、番号4について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは7ページをお願いいたします。

番号4、北有馬町の〇〇さんから北有馬町の〇さんへ、北有馬町〇〇番〇、地目畑、面積は87平米となっております。

転用の目的は進入路と駐車場用地となっております。現在、隣接の宅地への進入路がないため、申請地を譲り受けて進入路と駐車場として利用したいということでございます。権利の内容については売買となっております。時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久年となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に〇〇、〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われます。進入路及び駐車場87平米です。東側に隣接する宅地への進入路と家用車の駐車スペースということで1台分を確保いたします。土地の高さにつきましては現状のまま整地を行います。周囲には既にコンクリート擁壁や石積みがあり、土砂の流出はないと思われまます。隣接の宅地へ行き来するためのスロープを設置いたします。雨水につきましては、敷地を道路側に少し傾斜させて既存の道路側溝に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

24日の1時50分頃から、〇〇委員と〇〇推進委員と私、それで事務局3名で見てまいりました。場所については、〇〇支所50mぐらい、東側の〇〇のスタンドがあります、その横から北側に100mほど行った、登った所が現地であります。ここは狭い畑でありますけれども、住宅の進入路というか、人が、玄関の南側の所からしか入って行けないということで、そこを住宅地と進入路にしたいということでありますけれども、そのままの高さで、そして先ほど事務局から説明あったとおり、そこをコンクリートして駐車場と方向転換するところでそこを使いたいということでありますけれども、もう既に周りのほうも全部水路がありましてよそに流れるということもありませんし白線沿いも水路がありますから、そこのほうに全て流していくということでもありますので、自然で流出ということで、溝にも流れませんし、何ら問題ないと見てまいりました。

以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先ほど〇〇委員から説明があったとおり、特に問題はなかったと思われまます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局の説明を求めまます。

事務局(〇〇) それでは8ページをお願いいたします。

番号5、口之津町の〇〇さんから口之津町の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、持ち分が2分の1ずつです。土地の表示につきましては、口之津町〇〇番〇、地目田、面積は291平米です。

転用の目的は住宅用地です。申請地を譲り受けて住宅として利用したいということでございまます。権利の内容につきましては贈与、時期につきましては許可日、期間については永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。

木造平屋建て68.72平米です。家用車の駐車スペースとして2台分を確保いたします。現状のまま整地を行い、土留め工事と、すぐ河川が真横にありますので転落防止も含めて防護柵をするので土砂の流出の心配はありません。なお、転用地への進入につきましては北側の譲渡人

の敷地を通過して行くこととなります。その通行に関しては譲渡人のほうから通行承諾があるということを示し添えておきます。雨水につきましては雨水枡を経由して水路、河川ですね、のほうに放流予定です。汚水・雑排水につきましては合併浄化槽を経由して同じように河川のほうに放流予定となっております。資金につきましては借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

去る24日、2時半ぐらいですね、現地を〇〇委員と〇〇委員と事務局3名で確認してきました。現場、場所は、小学校がある、〇〇〇小学校というのが、新しいのができておまして、その裏側に農免道路というのが通っております。矢印のほうからちょっと右のほうに行ったところですね。イチゴ畑がそこにありますけれども、ハウスの、そのところをちょっと上に行ったところ、上に行って100mぐらい行ったところのところが現場でございました。先ほどもいろいろありましたけれども、その手前のガードレールのところが川になっております。川になっているところで、そこに家を建てるということでございますので、そこに合併浄化槽をされるということでございます。雨水等とかいろいろな部分も川に流れるところでございますので、何ら問題はないかなと確認してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員さんが言われたとおり何の問題もありません。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからの意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしい……ごめんなさい。〇〇推進委員。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今までの説明の中で、結局公道に面していないと、そしてまた隣接地の住宅の通行の承諾は得ておるといふことですが、譲渡人と譲受人の関係がどうなのか、そしてまた代が変わったりしたときに、多分今の状況では自分の土地を譲るからということ敷地を通過していいですよというだけの話だと推測されますけれども、代が変わったり云々したときには、公道に面していない形になりますので、その辺の道路につきましては、住宅を建設されるということですから、住宅確認とか公道に面した分が多分必要になってくるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺は、よその人の敷地を通行するという承諾書というか、同意だけでいいものなんでしょうか。確認をお願いいたします。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 先ほどの回答の前にちょっと1つ連絡事項です。車の移動をお願いしますということで今来ております。北側の駐車場に、スズキのキャリイ、〇〇〇番の車の方、移動をお願いしますということで今来ております。すみませんけれども、もし関係のあられる方は移動のほうをお願いします。

すみません、先ほどの質問の件ですけれども、まず譲渡人と譲受人の関係ですけれども、こちらにつきましては譲受人の〇〇〇〇さんの実のお母様が〇〇〇〇さんということで、今現在も実際は、〇〇〇〇さん、ここの住まいに居られるそうですけれども、手狭ということで家を新築されるということになります。そこにつきましては正式な親子の関係になるということです。もう一人の共有名義の方につきましては、〇〇さんの子供さんになりますので、親子間で共有名義に

入っている、される予定ということでもあります。ですので、ここにつきましてはそちらの同意を取って、一応母親になるので、お母様から通行に関しての一筆をとということで同意を得ているということでございます。そういうことでよろしいですか。すみません。

議長 よろしいでしょうか。

それでは許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第36号 農用地利用集積計画の決定について** を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第36号 農地利用集積計画の決定について説明いたします。

9ページと10ページになります。

今月の利用集積計画ですけれども、中間管理事業一括方式云々となっております。新規のみで、賃貸借が8件、7,723平米、使用貸借権9件、合計の2万4,156平米の、中間管理事業合計につきましては17件の3万1,882平米となっております。

なお、個別の案件につきましては、一括方式のみですので朗読のほうは割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところではありますが、10ページ、番号13は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 次に、番号13について審議いたします。本委員会の申合せにより推進委員についても除斥となっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員退席 ————

議長 番号13についてご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を認めます。

———— 〇〇番〇〇推進委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第36号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について** を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、11ページをお願いいたします。この案件につきましては13ページまでになります。

議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明いたします。

番号1、高知県の〇〇さんから加津佐町の〇〇〇〇さん、場所が口之津町〇〇番、地目が畑、面積が483平米を10年、賃貸借となっております。

番号2番、口之津町の〇〇さんから加津佐町の株式会社〇〇〇〇さん、口之津町〇〇番〇外1筆、こちらも畑、合計の850平米を期間10年間の賃貸借。

3番、加津佐町の〇〇さんから加津佐町の株式会社〇〇〇〇さん、加津佐町〇〇番、地目田、面積が700平米を10年間の賃貸借となっております。

4番、布津町の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇、地目畑、面積が2,465平米を5年間の使用貸借権です。

番号5番、南有馬町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、南有馬町〇〇番外1筆、どちらも地目田、合計の2,602平米を10年間の使用貸借権です。

次、番号6につきましては、こちらが次の12ページ、13ページまでになります。こちらが加津佐町の〇〇さんから加津佐町の株式会社〇〇〇〇さんへ、加津佐町〇〇番外45筆、地目が田と畑、それぞれあります。合計の2万2,582.74平米を30年間の使用貸借権の設定となっております。

以上の案件につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請である農用地利用の効率化及び高度化の推進を図るために必要があると認められると思います。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

次に、**議案第38号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）**について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第38号につきましては、農業委員会の活動の見える化の一環といたしまして、毎年度、活動目標を設定し、年度末にその実績をホームページ等で公表するというふうになっております。今度、令和7年度が始まる関係上、今回議案として上げさせていただいております。

なお、目標等の数値の朗読をもって説明とさせていただきます。

資料の15ページをご覧ください。

表の2つ目のほうになります。②目標の今年度の新規集積面積が120haとなっております。

次、遊休農地の解消につきましては、下段のほうになりますけれども、②目標で、緑区分の遊休農地の解消面積目標が43ha、一番下になりますが、イの新規サイ前年度に発生した分の解消目標面積が0.7ha。

次に16ページになります。

表の2段目になります。目標、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、これが7.5haとなります。

2番、最適化活動の活動目標、委員1人当たりの活動日数を月9日間、活動強化月間の目標が2回、8月、9月の農地利用状況調査及び2月に意向調査の結果把握としております。

一番最後になります。新規参入相談会の目標ということで、市のほうで夏のお盆の帰省に合わせて就農相談を行っておりますので、そちらのほうに参加、もしそういうお話聞かれる方については農業委員としての参加をしていただくということで目標を上げております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 集積目標が、今年度の集積面積120haで率にして66.8%、令和12年度の目標が集積率82%となっておりますが、82%、これしたらもう適正化推進委員は要らないということなんでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 最適化推進委員の関係とはまた別の問題になります。この82%というのが、市の基本構想に担い手の集積を図る目標として82%と掲げてありますので、それに向かって農業委員会としても新規集積面積を確保・獲得していくという目標になります。

〇〇番〇〇委員 目標を高らかにさらに設定するのは結構だと思いますけれども、もし82%なったときには適正化推進委員は要らないということになるでしょう。集積率が80%以上になったら。

議長 事務局。

事務局(〇〇) それとはまた別の基準がありまして、遊休農地が全くないとかそういった条件も入ってきますので、一概に82%いったからといって推進委員が委任しなくていいということにはなりません。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(「ありません」との声)

議長 ほかにご意見もないようですので、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)については原案どおり決定いたします。目標達成に向けて取組をよろしくお願いいたします。

今から議案第39号の資料を配ります。**議案第39号 南島原市農業委員会に対する事務委任の変更について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第39号について説明いたします。

本日、3枚つづりの紙をお渡ししております。議案をお配りしております。

3月14付で市長より農業委員長宛てに農業委員会に対する事務委任の変更ということで協議のお願い依頼が来ております。

これにつきましては、今現在、農業経営基盤強化促進法に関する事務、農業者向けに関する事務等を事務委任を受けて農業委員会が活動を行っております。それについてまた若干変更したい

ということで、市から協議を依頼ということでなっております。

なお、詳細につきましては、今日、農林課のほうから来ていただいておりますので、農林課のほうから説明をさせていただきます。

議長 詳細について農林課から説明をいただきます。

農林課(〇〇) 皆さん、こんにちは。農林課の方から今日は〇〇と〇〇の2人でやってまいりました。

今議案が出ている委任規則について少し説明させていただきたいと思います。

では、着席して説明させていただきます。

皆さんもご存じだと思いますが、農業経営基盤強化促進法、令和5年に改正がありまして、2年間は経過措置がありました。その経過措置によって、今、基盤強化法で行っている嘱託登記だったりとか貸し借りであったりというのを行っていたんですが、3月31日をもってそれができなくなると。方法とすれば農地法と、もう一つある中間管理事業、この2つになるんですが、今、この中間管理事業は農林課のほうで行っております。いろいろ1年間行ってまいりまして、農林課のほうで通知を出してやっていたんですけども、どうしても農業者の方となると農業委員会のほうに行かれるというのが常でありまして、農業委員会のほうに行ったり農林課に来たりというようなことが1年間ありまして。

もう一つあったのが、地域計画で各町を回ってそういう説明もお話をしながら、中間管理事業というのが始まるんですよという、やっているんですよという話をしながらやっていたんですけども、農林課、農業委員会、2つあるけれどもどちらの人に指導いただければいいんだろうかということがありまして、今回、基盤強化法の経過措置が廃止になりますので、第2条で引用していました第1号と第2号に関する嘱託登記と基盤強化法の経過措置である集積関係を削除させていただいて、新たに中間管理事業の委任事務を農業委員会にお願いできないかということでやってまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今までも農業委員会で農林から受けてやっていたわけなんですけれども、これでもう農林のほうで全部してもらえるのかなと思っておりましてところ、今度また農業委員会でやってということであります。前年度、職員が1人減ったわけなんです。それで、減るからもういいのかなと思っていましたところ、来年度から2人来られるんです。それで増やされたわけなんですか。

局長どうですか。〇〇さんで1人減って2人来られる。

事務局(〇〇) 私のほうに質問ですので。

委任を受けたら当然業務も増えますので、委任を受けるということを前提であれば増えます。増員になります。

〇〇番〇〇委員 それでは、これを受けたときに、今後市長に削減しないと確約いただいて。職員を削減しないとですね。そうしないと職員は減るわ仕事は増やすわで大変だと思いますよね。だからそういうことですね。ほかの3市町、島原市、雲仙市と比較されましてうちが一番多いと言われて去年は雲仙市に合わせてということで削減したわけなんですけれども、これはこういうふうになるから、それだけ減るからいいのかなと思っていたところがあったんですね、増やせない。そこのところは今後市長と、これだけの仕事が増えるんだからということですね。前も人員削減を求められることがあったんですよ。そのときにもこれはもう農林に返すからと言ったところ農林の方も大変お困りということでしたので、その代わりほかの職員を、再任用の職員を減らすということで何とか維持してきたわけなんですけれども、去年みたいに誰かが減るよ

うになってしまいましたので、そのところは、仕事量を増やしたら職員を減らさないように、その確約は市長にぜひお願いしたいと思っているので、よろしくお願ひ。そういうのも会長が多分やってくれるかと。

議長 前会長の意向は心にしみておりますので。今回の件に関しましては、任用職員も含めて3名増えることになっております。それだけが仕事ではないので、農業委員会の全般の仕事ももちろん一緒にやっていただきますので、〇〇前会長がおっしゃるようにできる限り減らさないようにお願ひに参りたいと思います。

以上です。

農林課からの説明に対しましてご意見、ご質問等ほかにございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

先般から利用集積の分については嘱託登記は行わないという部分で今日確認をとれておりますけれども、今回の事業の委嘱ですか、委託ですか、に当たって、以前行われておりました登記の嘱託に関するものがなくなって、農地売買等事業に関するものという形になっておりますけれども、具体的にどういう内容になってくるのかということが第1点です。

それと、今回、以前より地域計画の策定ということとずっと協議重ねておりましたけれども、地域計画が一旦策定された後は、例えば農振とか、あと除外と同じように、例えば転用申請を伴う場合、それは策定計画の変更ということの申入れといいますか、届出といいますか、事前にそういったことが必要になってくるのかどうか、その辺をちょっと確認お願ひいたします。

農林課(〇〇) まず、ご質問の最初の嘱託等に関することとございます。これまでは嘱託登記というのは事務局でやっていたこと。これが廃止になるということが決まりました。これは全国同じ条件とございます。それ以降の対応として新たに発生するのが、今回皆様にお配りしている2枚目の資料、3枚目の資料に載せているんですが、農業経営基盤強化法の一番下の欄としてはございます。基盤強化法第7条第1項に規定する農地売買の事業に関するもの。これは長崎県農業振興公社、いわゆる農地中間管理機構が嘱託登記を含めた売買を行うという事業です。嘱託登記は市町または農業委員会でやるのかという点は、それはしないと。ただ、その事前準備事務として、受付に関する事務が発生いたします。書類をそろえて公社に送るといような、簡単に言うとそういうような流れです。

あわせて、売買等事業に関しまして、実際の今後のイメージとしましては、これまでは嘱託登記ですのでAさんからBさんに売買をされるというのが普通とございました。今度は中間管理事業が入りますので、Aさんから中間管理機構が買い取ってBさんに売り払う、渡すという三角関係になります。もうそれを聞いただけで皆さんも、少し面倒で時間もかかるだろうというのは当然とございます。公社も、鹿児島や他県では早くから県公社がやっておりました。しかしニーズとしてまだ従来の基盤強化法による嘱託登記が残っておりましたので、長崎県公社としては取り組めなかったというのが実情とございます。ただ、基盤強化法が外されたことで、今からは農地法の3条による売買と売買の特例事業と、それ以外にもあっせん等の事業、そういったものが選択肢となります。

この売買に関しまして、もう一つ時間がかかる要素としましては、買うためのお金を公社は国に借りるといような手続とございまして、原資がないものですからまずは買い上げることができないと。そして売り払う場合は当然借りたお金で売買しますから当然そこには現金があるわけなんです。そういったことも踏まえて時間を要するものですから、少し農家の皆様にはちょっと使い勝手の悪いところがあります。ただ、メリットとしましては、従来ありました不動産の取得の段

階の税の控除、特別控除などがございました。そういった控除、不動産取得税に関する控除、そういったものはありますので、メリットが全然ないということではないんですが、4月以降に詳細が示されますので、慎重に事務局に事務を引き継いでいくとなれば、そういったことも踏まえてお伝えをしていこうと思っております。

次に転用に関することでお尋ねでした。地域計画が策定した後、農地を転用する場合、通常でしたら農振地域だと農振の除外があって転用ということになります。今度、農振地域を主たる地域として地域計画をつくりました。農振地域以外も一部含んではいますが、その場合はあらかじめ転用、この場合は地域計画を除外する手続を農林課で進めていきます。当然今後は市民の皆様にお知らせ等も含めて、また毎年の見直しの段階であらかじめ計画としてある場合は除外をしていくということ、2段階考えております。その都度見ていくという事です。その都度というのは、転用申請があってから抜く作業をしていくということです。それが1つ目。2つ目は年に1回見直しを行うということにしていますので、もうあらかじめ委員さんたちにも今後ご相談する際にここら辺は将来商工の土地だから抜いたほうがいいのかというご意見があればその地域を抜いていくとか、あと荒廃地、山手のほうでここはもう今後守るべき農地にはちょっと難しいねという意見があればその地域ごと、何筆なのか何haなのかは別として抜いていこうと考えております。

よろしいでしょうか。

議長 ほかがご意見、ご質問等ございませんか。〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 今までは認定農家やったら土地買われよったですよ、基盤強化法で。3条やったら荒地を持っておったら買われんとですよ。それで今、津波見地区をされていて、大概地区内に川のあるところもあつとですよ。それやったら集積が55%いかんと制度的に還ってこなくて大ごとになるんですけど、何かいい方法がないですか。荒地を持っておっても買える、もしくは荒地を非農地証明ば取ればよかかもしれんですけども、そういうことも時間がかかるんで、中間管理事業で売買なんて1年ぐらいかかるといううわさは聞いたんですけども、そういう、私今度帰ったら怒られるですよ。その対応法を教えてください。

議長 今のご質問に答えてください。

事務局(〇〇) すみません、これはちょっと事務連絡です。シルバーのスズキの軽で、ナンバーがての〇〇〇〇。車の移動をお願いします。

農林課(〇〇) すみません、〇〇さん、今のお話は中間管理事業で1年以上かかるんですけども、話を聞いたと、売買するのにもね。それでは間に合わないという。

〇〇番〇〇委員 いや、間に合うかもしれんで、今なら。

農林課(〇〇) 今なら……。

〇〇番〇〇委員 今すぐなら。

農林課(〇〇) 今なら。

〇〇番〇〇委員 はい。

農林課(〇〇) それが来年だったらどうなんですか。来年だったら駄目になる。

〇〇番〇〇委員 いやいや……

農林課(〇〇) そういうことじゃない。

〇〇番〇〇委員 ずっと積み上げていかなんでしょう。工事が終わるまでのうちに、済めばよかとですけれども、そやけんで補助金ば少のうして工事ば長引かせんでくださいよ。

農林課(〇〇) ちょっと今荒地の問題ですよ。

〇〇番〇〇委員 はい、そうです。

農林課（〇〇） 荒地の問題で、それを中間管理事業で買えるのかというお話なんですかね。

〇〇番〇〇委員 結局3条でも買えんのですたい、農地はですね。荒れ地を持っておったり、例えば畑をちょっと崩して道路にして進入路にしたりとか。違反転用ですね。

農林課（〇〇） はい。

〇〇番〇〇委員 そがんことしておったらその〇〇さんが違反というてからいかないんですよ。

農林課（〇〇） ちょっと調べさせてもらっていいですか。今即答はちょっと控えさせていただいて。曖昧な回答はちょっとあれなので、きちんと調べてから〇〇さんに回答いたします。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、事務委任規則の改正を了承することでご異議ございませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。本件は了承することといたします。

農林課（〇〇） 地域計画の先ほどのようなご意見もありましたように、今後、地域計画は除いたがいいよ、加えたがいいよという意見を今後とも皆さんからいただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

〇〇番〇〇委員 1つよかですか。今の意見でいければ何年もかかる長い話じゃなくてももう即すぐぱっぱとなるようなやり方ば取らにゃ面倒くさく感じられる。先に、後からずっと面倒くさくなるような考え方ですよね。もうちょっと手早くぱっぱとなるようなことば、さっさとさばけんか。

農林課（〇〇） 貴重なご意見ありがとうございます。

議長 農林課が退散されます。お疲れさまでした。

それでは17ページをお開きください。17ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

18ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

19ページは、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**でありますので、ご覧ください。

20ページ、**農地転用許可不要案件届出について** 農地法施行規則第29条の規定による届出が出ております。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

20ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目が畑で地積が164平米となっております。転用面積も同じ面積です。転用の目的は農業用施設用地です。申請地に農機具倉庫及びコンテナ、防風と霜よけネット等を入れる物入れを建築したいということです。なお、農振農用地内ですので、用途変更の手続につきましては3月3日付で完了しております。

申請地は、転用面積が164平米で、農地法施行規則第29条の届出の基準、自作地かつ200平米以下の農業用施設に要する転用であるため、届出がなされております。農業用施設（農機

具倉庫、コンテナ置場、物入れ) 合わせて164平米になります。南側の隣接農地との境界につきましてはコンクリートの縁石を設置して農地への雨水の進入を防ぎます。そのほかにつきましては、既存のコンクリート擁壁やブロック塀などがあり、また今後、建物以外の部分につきましては砕石舗装としますので土砂の流出については心配ありません。なお、農機具倉庫につきましては16.38平米、高さが3.65mになります。防風・霜よけネット等の農業用資材の物入れにつきましては17.01平米、高さが2.1mで、ビニールハウスの骨組みを利用して建設されます。コンテナ置場につきましては、ブロック塀のところにするんですけれども、こちらについては高くても3段積みまでとして、ちょっと強風の起きたとき飛ばされないようにネット等で固定できるようにするということでございます。雨水につきましては、北側に既存の側溝を既に設けてありまして、そちらに向けてそこをやや傾斜させております。そこにその側溝を經由して道路側溝へ放流予定となっております。なお、汚水や雑排水については発生いたしません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

3月24日午前10時40分頃から、〇〇委員と〇〇推進委員、自分の3名で現地を見てまいりました。今、例の場所は国道251から、100mか200mぐらいやったかな、登ったところにある畑でありまして、今、事務局が説明したとおり、農業用施設ですけれども、手前のほうに物入れとしてビニールハウス、3m、6mぐらい、高さが2mぐらいのビニールハウスと、その奥に農業倉庫、これ農機具置いている倉庫だそうです。先ほどコンテナを3段積みに、擁壁がある奥のほうに3段積みで積むということでしたので、その上からも上側にも雨水が以前から流れてくるということで側溝をつけておられまして、そこに雨水等は流すということで、砕石を敷き詰めた進入路で自然流下にするということでした。それと汚水、生活排水は発生しませんので。あと、調査の時に非常に風が強くて、事務局も説明がありましたように、特にコンテナを野積みするということでしたので、とにかく網等を設置して管理してくださいというたら、ノリ網を近所の方からもらっているということで、そういうのをしっかりと固定して飛ばせないようにしますということでした。それとまた手前のほうのビニールハウスも西側からの強風ですごくあおられるんじゃないかということでした。だったので、それも十分に飛ばされないように嚴重にいろんな面とアンカー等で固定してから飛ばされないようにしてくださいと強くお願いしてまいりました。

以上で見た限り何ら、風対策をしてくれと説明、意見をしてまいりましたので何らあとは、雨水等問題がないと見てまいりました。皆様方のご意見をよろしくお願いいたします。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員さんから説明されたとおりで何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理したいと思います。

25ページ、非農地証明書交付願について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは非農地証明書交付願について説明いたします。

21ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇さん、土地が有家町〇〇番〇、地目が畑で現況が宅地です。面積のほう  
が54平米になります。転用の目的は宅地です。

こちらにつきましては昭和27年4月1日以前に建物が既にあり、その建物を取り壊し、その後、年月日不詳ですけれども、こちら登記のほうは年月日不詳でちょっと分からないということ  
なんですけれども、居宅兼、こちらはそうめんですね、〇〇〇〇工場を新築し、また昭和38年  
に居宅のほうの新築をされております。現在も居宅兼工場として利用されております。昭和27  
年4月1日以前から既に建物があったということございまして、現在はその建物を壊して建て  
替えているという形になります。なお、その当時、昭和27年4月1日時点で、その取り壊す前  
の建物があったということの確認といたしまして、ご近所の方で現在93歳の方、昭和27年当  
時22歳だった方と、現在91歳で当時20歳だった方の2名の方から、昭和27年4月1日以前  
に建物があったということで証明書を添付していただいております。

長崎県農林部が制定し、令和6年12月1日改正された農地転用関係事務指針の非農地証明書  
交付基準の②-1、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日、こ  
ちら農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地であるため証明基準を満たしてい  
るものと思われま。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これも3月24日午前11時10分頃から〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で現地を見て  
まいりました。国道251から〇〇運輸の隣を下って行って距離的にはちょっと500mぐらい  
あったかな、のところにあります。建物の写真ではちょっと見えづらいところもありますけれど  
も、敷地内に少し、裏玄関との壁だけ、2mぐらいちょっと建物が敷地に入り込んでいるような  
状況です。事務局の説明のあったとおり、もう大分前からもともと、この建てられている地主さ  
ん、持ち物の方から聞いた話では、もともと大分前から建てていて、今のこの建物は2回目の建  
物ということで、以前は牛舎とか小屋とか、小屋と牛舎が建っていたということで、それを壊し  
て現在の建物になっているということで、この敷地内に当時から建っていたということで、年月  
日が不詳のためになかなか証明することはできないということでしたけれども、事務局が説明の  
あったように90歳になられる方から証明書を頂いているということで確認済みで、いざこれを  
取り壊しても元に戻すことは非常に酷なところもあると思いましたので、ここは致し方ないかな  
と思いついてまいりました。皆様の審議等よろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませ

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、〇〇委員から説明あったとおり、何ら問題ないかなと見てまいりました。ご審議のほどよ  
ろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご質問、ご意見等ございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

何で今になってこういう話が出たんでしょうか。その経緯を教えてくださいたいと思います。

議 長 事務局。

事務局（〇〇） 実はこちらにつきましては、実はこの建物の持ち主さんのほうからですけれども、息子さんの家を農地転用で建てたいということがありまして、そこから周りの周辺等も含めて農地のほう確認させていただいたときに、うちのほうで航空写真のGISというシステムあるんですけども、そちらのほうで見たときに何か建物が出っ張っておるなということで、実際ちょっと境界から出ている感じがあったのを聞き取りしたところ、測量もその後していただいたんですけども、実際そこがはみ出ているということになっております。ですので、それまでは当人たちも、先ほども言ったことですので、農地法のできる前からそがんなっておったんじゃないんかという感じでしたので、実際言われて気づいたというふうなところもちょっとあるみたいなんです。ですので、実際そこがあってそこが違反ですので、当然それを解決しないと次の転用ができませんよというお話から、今回こちらの非農地証明書のお願いという形になって提出がされております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「ありません」との声）

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。